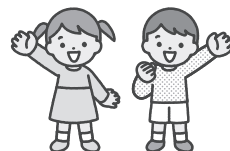


4月1日から「こども誰でも通園制度」が始まります

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていないお子様が時間単位で保育所等を利用できる制度です。

- 対象 0歳6ヶ月から3歳の誕生日の前々日までの、保育所等に通っていないこども
- 利用料 こども1人につき1時間あたり300円 ■利用時間 こども1人あたり月10時間まで
- 実施施設 いずれの施設も、利用枠に空きがある場合に利用できます。

- 泰地保育所 中郷町字西久保4-1(☎32・9024)
- かもめ保育園 和田島町字西林66-1(☎38・2270)
- 花しんばり子ども園 大林町字金岡70-1(☎37・1015)



実施日時等については各施設にお問い合わせください。

利用方法

こども保育課に認定申請をする → 認定証を発行 → 利用したい施設に初回面談を申し込む → 初回面談を施設で実施 → 施設を予約できる日を選んで予約する → 予約した日に施設を利用する → 利用料を支払う(利用料以外にも、おやつや給食の提供があった場合は実費負担もかかります)

※詳細は市ホームページでお知らせします。

市ホームページはこちら



☎ こども保育課 ☎ 32・3818 / FAX 32・3738 ✉ hoiku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

小学校給食の代わりに弁当を持参している児童の皆さんへ

小学校給食の無償化に合わせ、食物アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食の代わりに家庭から弁当を持参している児童に対し、令和8年4月から令和9年3月までの学校給食費等について、国が示した基準月額5,200円を補助します。

- 対象者 下記の①と②のいずれかに該当する児童
- ①市内の小学校に在籍し、食物アレルギー等の理由により年間を通じて給食の提供がなく、昼食を持参する市内在住の児童
- ②国立小学校および私立小学校に通学する市内在住の児童

支援内容

対象者1人あたり補助金月額5,200円の支給(ただし、夏休み期間である8月は除く)

申請の手続き等

対象者には、原則として個別に申請書を送付しますので、学校課へ提出してください。

6月末までに申請書が届かない場合は学校課までご連絡ください。

審査実施後、9月下旬以降に指定口座に振り込みます。補助金交付決定通知書にて振込日をご確認ください。

☎ 市教育委員会学校課(教育庁舎2階)

☎ 32・3811 / FAX 33・3540

✉ gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

こども家庭センターからのお知らせ

しょう ちゅう こうこうせい わかもの
小・中・高校生・若者のみなさんへ

小松島市では、誰もが生活に希望や夢を持てるまちづくりをめざし「小松島市こども計画」をつくり、令和8年度からスタートしました。計画の内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、小・中・高校生や若者のみなさんの悩みや不安については、こども家庭センターをはじめ「こども計画(こども版)」にのせている相談窓口でもおうかがいしています。

学校のこと、友だちのこと、家ぞくのこと、将来のことなど困ったときや不安を感じたときは、ひとりで抱えこまず、ぜひご相談ください。

市ホームページはこちら



こども計画



こども計画
(こども版)



子育て世帯
訪問支援事業

子育て中の皆さまへ

新たに「子育て世帯訪問支援事業」を始めました。

家事や育児等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事や育児等を支援します。

支援対象となる条件や支援内容、利用料金等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 市こども家庭センター(保健センター内)

☎ 38・7100 / FAX 32・4145

✉ kodomocenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

市税は忘れずに納期限内に納めましょう。納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2026年(令和8年)4月5日
広報こまつしま

